

窓口支援システム導入及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市における市民サービスの向上と職員対応における負担軽減を目的として、窓口支援システムの導入を行うもの。

2. 業務概要

- (1) 業務名 窓口支援システム導入及び運用保守業務
- (2) 業務内容 「窓口支援システム導入及び運用保守業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 システム構築期間 契約締結の日から令和6年12月31日まで
運用、保守期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 提案上限額 令和6年度支払額 31,000,000円（税込）
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、最終的な実施内容及び契約金額については、発注者と調整したうえで決定する。

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、窓口支援システム導入及び運用保守業務企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき優先交渉権者を選定する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から候補者決定日までの間において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画決定の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申し立ての場合も含む。）をなされていない者であること。
- (4) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者であること。
- (6) 直近1年間において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (8) デジタル庁における「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS提供業務

及び運用保守業務委託令和6年度募集」の採択事業者であること。

5. 選考日程

内容	日程
公告（本市ホームページ）	令和6年5月1日（水）
質問の受付（電子メール）	令和6年5月15日（水）17：00まで
質問の回答	令和6年5月20日（月）まで
参加表明書の提出	令和6年5月22日（水）17：00まで
提案書等関係書類の提出	令和6年5月29日（水）17：00まで
プレゼンテーション審査	実施日 令和6年6月5日（水） 詳細通知日 令和6年5月31日（金）まで
結果通知	令和6年6月7日（金）まで
契約締結	令和6年6月中旬見込

6. 質問の受付・回答

(1) 提出書類 質問書（様式第2号）

(2) 提出方法 電子メール

ア. 件名は、「(質問) 窓口支援システムプロポーザル（業者名）」とすること。

イ. 質問は、期限内に電子メールにより以下の提出先へ提出すること。

ウ. 提出先は、小千谷市企画政策課デジタル戦略室 digital@city.ojiya.niigata.jp

(3) 回答方法 随時全ての参加者に対してメールで回答するとともに、小千谷市公式ホームページに掲載する。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

書類名	様式等	提出形式等	提出期限
参加表明書	様式第1号	電子データ	令和6年5月22日 （水）17：00
参加表明書添付書類： 登記事項証明書	発行後3か月 以内のもの	電子データ（スキャン データ可。）	同上
参加表明書添付書類： 国税、都道府県税及び市町村税にお ける未納がないことを証明するもの	発行後3か月 以内のもの	電子データ（スキャン データ可。）	同上
企画提案書	任意様式	紙媒体正本 1部 電子データ 1部	令和6年5月29日 （水）17：00
導入実績一覧表	様式第3号	電子データ又は紙媒体	同上
見積書	任意様式	紙媒体又は電子データ 1部	同上

(1) 提出方法

ア. 紙媒体は、持参又は郵送すること。電子データの提出方法は任意だが、セキュリティを確保された受領方式とすること。持参の場合は、小千谷市の休日を定める条例（平成元年小千谷市条例第 32 号）に規定する市の休日には受付（各質問の受付を含む。）を行わない。

イ. 電子データは、PDF ファイル又は Microsoft Office で参照可能な形式とすること。

(2) 提出先 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号 小千谷市役所 3 階 企画政策課デジタル戦略室

(3) その他 提出は、1 事業者につき 1 提案に限る。

(4) 企画提案書作成の留意事項

ア. 提案書正本には、社名が記載された提案書表書（任意様式）を付けること。

イ. 提案書は、概ね 40 ページ以内とすること。

ウ. 提案書別紙として、対応可能な手続き一覧サンプルを添付すること。

エ. 提案書には、以下の事項を記載すること。

(ア) 会社概要

(イ) システム全体のコンセプト、概要

(ウ) 体制図

(エ) 導入スケジュール（本市が対応すべき作業についても明記すること）

(オ) ネットワーク構成

(カ) 使用システムの説明

(キ) セキュリティ対策、障害対応

(ク) 保守体制

(ケ) 研修計画

(コ) その他提案事項

・追加機能等、本市にとって有益と考える提案があれば記載すること。

・追加提案が見積りに含まれているかを明確に記載すること。含まれていない場合は単価等を示すこと。

オ. 本市が抱えている以下の課題について、システムの活用を含めた対応方法を示すこと。

(ア) 利用者の利便性や職員の業務効率を向上させるために、ワンストップ化するなどの対応が必要であると考えている。

(イ) ライフイベントに関連する手続きや証明書の発行業務は担当課ごとに手続きを行う必要があるため、利用者は複数の窓口を訪れる必要がある。

(ウ) 複数の手続きが必要な場合、職員の判断ミスや案内漏れにより、手続き漏れが生じることがある。

(エ) 複数の手続きが必要な場合、様々な様式の複数の申請書を何度も記入する必要がある。

(5) 見積書作成の留意事項

ア. 見積金額は、税抜き額、消費税額及び税込み額それぞれを記載すること。

イ. 令和 6 年度中に支払い義務が発生する構築費用、運用保守費用及び合計金額を記載すること。

- ウ. イの金額が、提案上限額以内となるようにすること。
- エ. イのほか、契約期間中に発生する構築費用、ソフトウェアに関する費用、運用保守費用等全ての費用の内訳と5年間の総額が確認できる内訳書を作成し提出すること。
- オ. 運用保守費用は、原則、契約期間中一定の金額とすること。

8. 辞退

本プロポーザルへの参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

なお、提出期限までに辞退届を提出した者は、これを理由として以後の公募や入札等で不利益な取扱いを受けない。

- (1) 提出期限 令和6年6月3日(月)17:00まで
- (2) 提出書類 辞退届(任意様式)
- (3) 提出方法 電子メール、郵送又は持参。郵送の場合は、提出期限必着のこと。
- (4) 提出先 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市役所3階 企画政策課デジタル戦略室
digital@city.ojiya.niigata.jp

9. 審査

(1) 資格審査

提出書類により、参加資格要件を満たしているか審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

審査委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションに対し審査を行い、評価点数が最高の者を優先交渉者として選定し、次点となった者を次点交渉者として選定する。

ア. 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、実施通知日までに通知する。

イ. 実施時間 1者につき50分(質疑応答を含む。)

ウ. 出席者 1者につき5名までとする。

エ. 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した提案書により行うものとし、追加提案は認めない。

(イ) プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

(ウ) 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。

(エ) プレゼンテーションをオンラインで実施することも可能とする。

・企画提案書の提出者(以下「企画提案者」という。)がWeb会議のホストとなり環境を用意すること。

・小千谷市は、共有された画面をスクリーンへ投影し、外付けスピーカーで音声を出力する。

(オ) 企画提案者が1者の場合でも審査を行う。

(カ) 審査結果は、全ての企画提案者に通知する。

10. 契約の締結等

(1) 優先交渉権者は、本市と協議の上、整備内容を決定に随意契約を締結するものとする。

(2) 優先交渉権者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。

11. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正及び追加等（以下「差し替え等」という）は認めない。ただし、本市の判断により差し替え等が適当と認めたときは、この限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した企画提案者にすべて帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。ただし、本市が公表している情報を除く。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製する。
- (7) 提出された企画提案書等は、小千谷市情報公開条例（平成 10 年条例第 19 号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の決定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、小千谷市財務規則（平成 12 年規則第 20 号）等の定めるところによる。
- (10) 優先交渉権者として選定された者の会社名は、小千谷市公式ホームページで公表する。

13. 提出先及び問合せ先

〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

小千谷市企画政策課デジタル戦略室 平澤、大淵

TEL：0258-83-3507（直通） e-mail：digital@city.ojiya.niigata.jp